生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関が両法に基づいて患者の施術を行うについて、長崎県知事(以下「甲」という。)と柔道整復師 (以下「乙」という。)との間に下記の通り契約を締結する。

- 第 | 条 乙は、指定医療機関医療担当規程第 | 3条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。
- 第2条 施術料は、生活保護法による医療扶助運営要領(昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知)の施術料金の算定方法のとおりとする。
- 第3条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、乙について実地に、その設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。
- 第4条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しく支障を 来たし、または来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除す ることができるものとする。
- 第5条 この契約の有効期間は、契約日から令和 年 月 日までと する。
- 第6条 この契約の終了 | 箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う | 箇年間契約を更新したものとみなす。
- 第7条 令和 年 月 日から契約書が作成された時までに、本契約 に規定する内容に従い、乙が為した行為については、甲が異議の申出をしない限 り、この契約に基づく債務の履行として甲の追認があつたものとみなす。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県知事 大石 賢吾

乙 柔道整復師 住所

氏名

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関が両法に基づいて患者の施術を行うについて、長崎県知事(以下「甲」という。)とあん摩マッサージ指圧師______(以下「乙」という。)との間に下記の通り契約を締結する。

- 第 | 条 乙は、指定医療機関医療担当規程第 | 3条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。
- 第2条 施術料は、生活保護法による医療扶助運営要領(昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知)の施術料金の算定方法のとおりとする。
- 第3条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、乙について実地に、その設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。
- 第4条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しく支障を 来たし、または来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除す ることができるものとする。
- 第5条 この契約の有効期間は、契約日から令和 年 月 日までと する。
- 第6条 この契約の終了 | 箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う | 箇年間契約を更新したものとみなす。
- 第7条 令和 年 月 日から契約書が作成された時までに、本契約 に規定する内容に従い、乙が為した行為については、甲が異議の申出をしない限 り、この契約に基づく債務の履行として甲の追認があつたものとみなす。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県知事 大石 賢吾

乙 あん摩マッサージ指圧師住所

氏名

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関が両法に基づいて患者の施術を行うについて、長崎県知事(以下「甲」という。)とはり・きゅう師 (以下「乙」という。)との間に下記の通り契約を締結する。

- 第 | 条 乙は、指定医療機関医療担当規程第 | 3条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。
- 第2条 施術料は、生活保護法による医療扶助運営要領(昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知)の施術料金の算定方法のとおりとする。
- 第3条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、乙について実地に、その設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。
- 第4条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しく支障を 来たし、または来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除す ることができるものとする。
- 第5条 この契約の有効期間は、契約日から令和 年 月 日までと する。
- 第6条 この契約の終了 | 箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う | 箇年間契約を更新したものとみなす。
- 第7条 令和 年 月 日から契約書が作成された時までに、本契約 に規定する内容に従い、乙が為した行為については、甲が異議の申出をしない限 り、この契約に基づく債務の履行として甲の追認があつたものとみなす。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県知事 大石 賢吾

乙 はり・きゅう師 住所

氏名

施術の種類

施術師の氏名

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関が両法に基づいて患者の施術を行うについて、長崎県知事(以下「甲」という。)と柔道整復師 江戸 太郎 (以下「乙」という。)との間に下記の通り契約を締結する。

- 第 | 条 乙は、指定医療機関医療担当規程第 | 3条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。
- 第2条 施術料は、生活保護法による医療扶助運営要領(昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知)の施術料金の算定方法のとおりとする。
- 第3条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、乙について実地に、その設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。
- 第5条 この契約の有効期間は、契約日から令和 年 月 日までとする。
- 第6条 この契約の終了 | 箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う | 箇年間契約を更新したものとみなす。
- 第7条 令和 年 月 日から契約書が作成された時までに、本契約に規定する内容に従い、乙が為した行為については、甲が異議の申出をしない限り、この契約に基づく債務の履行として甲の追認があつたものとみなす。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

